

## 平成30年1月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成30年1月24日(水) 午前10時00分～午前10時33分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

保健給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 後藤 勝義

ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第1号 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見**

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第1号「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見」について説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定する学校運営協議会の委員の任命に当たり、その報酬額を定めるため、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について意見を求めようとするものでございます。

表題の右側、※印にございますとおり、コミュニティ・スクールとは、学校運営及び当該校運営に必要な支援を協議する機関として、学校運営協議会を設置している学校を指します。その学校運営協議会の主な役割といたしましては、1.制度の概要にございますとおり、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、必須。学校運営について、教

育委員会または校長に意見を述べるができること、任意。教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べること、任意の3点でございます。

本市におきましては、平成26年度より学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育と育ちを支える教育コミュニティづくりを柱といたしまして、小中一貫教育を推進してまいりました。育ちを支える教育コミュニティづくりについては、各中学校区及び義務教育学校において、中学校区連携推進協議会や学校支援地域本部等との積極的な連携を図り、活発な学校支援活動が進められているところでございます。また、開かれた学校づくりを一層推進するため、全校に学校評議員を設置しております。これらの取組みを踏まえ、今年度、さつき学園を研究指定校とし学校運営協議会設置に向けた組織のあり方や規則等について研究を行ってきたところでございます。

引き続き資料の5.本市の取組み、さつき学園学校運営協議会のイメージ図(案)をご覧ください。学校運営協議会の委員といたしまして、校長、副校長、PTA会長、青少年育成指導員会代表、コミュニティ協議会代表、各部会代表コーディネーター、保護司、有識者を想定しております。つきましては、本協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することとなりますことから、本条例に学校運営協議会委員を追加し、報酬の額を月額1,000円と定めようとするものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日とするものです。

なお、学校運営協議会の設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項において、教育委員会規則で定めることとされておりますので、本条例案が可決された後、設置規則を教育委員会会議に議案として提出し、御審議いただく予定としております。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

#### 【審議状況】

○委員 学校運営協議会委員の月額1,000円でございますが、無報酬のところもあると聞いておりますが、あえて有償にされる理由をお聞かせいただけますか。

○事務局 この学校運営協議会の委員は、特別職に属する非常勤職員というお立場でございますので、報酬を定めるのが適当ではないかと考えております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第2号 守口市文化財保護審議会委員の委嘱について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第2号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明を申し上げます。

市文化財保護審議会委員につきましては、守口市文化財保護条例第32条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、現在6名の委員を委嘱しておるところでございます。

このたび平成30年1月31日をもちまして、2年間の委嘱期間が満了することから、守口市文化財保護条例施行規則第17条第3項の規定に基づき、平成30年2月1日から平成32年1月31日までの2年間を委嘱する予定としております。現在6名の委員のうち5名の委員は継続とし、残り1名の民俗学分野の委員を種々検討しました結果、帝塚山大学非常勤講師の裏直記氏を委員として委嘱しようとするものでございます。裏氏につきましては、民俗学を専門にされており、それらの研究、社会活動として多々、都道府県の民俗調査員や指導員など、各方面で活躍されているところでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第3号 平成30年度全国学力・学習状況調査への参加について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第3号「平成30年度全国学力・学習状況調査の参加について」説明させていただきます。

去る平成29年12月21日、文部科学省初等中等教育局長から、大阪府教育庁を通じて、平成30年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について依頼がございました。

まず、学力調査のこれまでの経過を説明いたします。平成19年度から平成21年度は

全国調査が悉皆調査であったため、本市においても全校参加をいたしました。平成22年度から平成24年度は抽出調査となったことから、平成22年度は市費により全校参加するとともに、平成23、24年度は大阪府調査へ全校参加いたしました。また、平成25年度から平成29年度は全国調査が再び悉皆調査となったため、同様に全校参加をいたしました。平成30年度も今年度と同様、悉皆調査となっております。

1、調査目的については、これまでと変更なく、児童・生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策の改善等に役立てることであります。

次に、3（1）に記載のとおり、調査実施日は平成30年4月17日火曜日でございます。調査事項は、教科に関する調査として、小学校で国語と算数、中学校で国語と数学を実施していましたが、平成30年度につきましては理科が加わり、小学校調査は国語、算数及び理科、中学校調査は国語、数学及び理科となります。国語と算数、数学は知識に関するA区分の調査と活用に関するB区分の調査がそれぞれ1単位時間実施され、理科につきましては、知識に関する問題と活用に関する問題を1単位時間で一体的に実施されます。また、生活習慣や学校環境等に関する調査といたしまして、児童・生徒に対する質問紙調査と学校に対する質問紙調査がございます。

続きまして、次年度の調査に関しまして主な変更点が2点ございますので、説明いたします。

まず、1点目、次年度の教科に関する調査は国語、算数、数学に加えて理科が実施されます。理科は平成27年度の調査においても実施されており、3年ぶりの実施となります。

2点目、平成31年度から3年に一度程度、中学校等において英語力を測定する調査が実施されることに伴い、実施方法等の事前検証のため、平成30年度に抽出校を対象に予備調査が実施されます。抽出校は大阪府内の中学校等から数校、2校から4校となっております。2点が主な変更点でございます。

学力調査への参加については、次年度参加しますと12回目となります。現在、これまでの調査結果を経年比較することで、長期的な改善課題について分析し、課題に正対した取組みを進めるようにする等、学校に対して指導することに活用しております。例えば、授業においては1時間の授業について、子どもが見通しを持って学習できるよう、めあての提示の工夫や自分の考えをノートに書く時間を設定し、継続的に取り組む指導の工夫。学んだことを振り返る指導の工夫などがこれまで以上に必要になることが分析結果より明

らかになっており、学校に対し指導、助言をしております。また、家庭学習習慣に向けては、学級ごとに自由に宿題などを課すのではなく、学校として9年間でどのような子どもを育てたいか見通した上で、どんな家庭学習課題に取り組ませるかを明確にし、発達段階に応じて系統的な家庭学習課題を設定するなど、学校として取り組む必要性も明らかになっています。また、本調査結果を家庭、地域へ積極的に発信することで、学校・家庭・地域が一体となって取り組む必要性を再認識するきっかけとしております。

今後とも経年比較の分析を充実させ、施策の見直しや改善を行うためにも、学校・家庭・地域が連携した取組みを進める上でも、今回の全国調査に参加することは必要であると考えております。また、英語の教科に関する調査については、これまで大阪府中学生チャレンジテストのみで実施されておりましたが、予備調査も含めた英語調査に協力することで、全国規模の妥当性、信頼性のある測定結果を活用することができ、今後より詳細な学力等の分析が可能となることが期待されます。

以上、まことに簡単な説明ですが、これまでの学力向上に向けた取組みをさらに進めるため、平成30年度全国学力・学習状況調査への参加につきまして、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 継続的に実施をしていくということの意義は十分に理解できますが、理科が3年に1回という期間を設けてる。今度、新たにしようとしている英語も3年に1回という、中学校が3年間ということからして、それもわからないわけではありませんが、小学校の場合は6年間あります。もちろん生活科というようなこともありますけれども、この3年間という期間の妥当性というのがどうなのかなど。3年前に理科をやって今度また理科がされるということに伴うデータの処理上の問題として妥当なのかどうかというあたりについて、今の段階ではまだ十分精査されてはいないのかもしれませんが、今の段階としてのお考えがあれば聞かせていただきたいというのが1点目。

それから、今回、平成31年度から英語についてもやっていこう、3年に1回やっていこうという話の予備調査が平成30年度、来年度に行われると。本市の学校が該当することになるかどうか。大阪で2校から4校ということですから、まあ当たる確率は非常に少ないのですが、初めてのこともありますし、特に筆記の形のものとは違う部分、特に話すとかというあたりについては、若干現場も不安があるのではないかと思うのですが、そのあたりについてどの程度まで現段階で把握しているのかという、この2点についてお尋ね

したいと思います。

○事務局　理科につきましては、前回のデータも当然分析させていただいているわけですので、今回また6年生が試験を受けるということで、そのデータとの経年比較も今後進めていながら妥当性のある分析に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

英語の予備調査につきましてですが、現在、新学習指導要領に向けまして、中学校あるいは小学校のほうでも授業改善に取り組んでいるところでございます。今回、予備調査ということで本市が当たるかどうかというのはこれからではございますが、この調査につきましても情報を収集し、各学校のほうにも伝達しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。